

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会ホームページ広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するホームページに掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(広告の種類と規格)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦50ピクセル×横160ピクセルとする。
- (2) 形式は、G I F（アニメーションG I F、透過G I F不可）及びJ P E Gとする。
- (3) データ容量は、50KB以下とする。
- (4) 画像のALT属性テキストは、「広告：」で始め「広告：」を除き、全半角を問わず30文字以内とする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

(広告掲載期間及び掲載料金)

第5条 広告の掲載期間は、12月を単位とし、その間の広告掲載料は60,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、本会会員・特別賛助会員は、広告掲載料を30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。また、他に広告掲載希望者がいない場合は、12月を単位として順次延長することができるものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に広告原稿を電子メール又は電子記録媒体により添付して本会会長に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

3 本会は、提出された広告原稿が第2条の規定に反すると判断した場合は、申請者に修正、削除を求めることができる。

(広告内容)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、本会ホームページのイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。

- 2 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 会長は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

- 2 会長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果についてホームページバナー広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、先着順とする。

(契約)

第9条 会長は、申請者と広告掲載について、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載契約書（様式第3号）により、契約を締結する。

(広告掲載料の支払い)

第10条 申請者は、会長が通知する請求により、指定する日までに、広告掲載料を支払うものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 会長が、広告の掲載に支障があると認めたとき、又は広告掲載料が支払われなかったときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、契約を解除することができる。

- 2 会長は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、ホームページバナー広告掲載取消（様式第4号）により、その結果を申請者に通知する。

(広告中止等に伴う広告掲載料の取扱い)

第13条 前条により広告掲載を中止し、または契約を解除したときは、広告主に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料は返還しない。

- 2 本会の責めに帰すべき事由により、5日間（60時間）を超えて広告が掲載されなかったときは、申請者は、当該広告が5日間を超えて掲載されなかった期間に相当する広告掲載料の返還金を請求することができる。
- 3 前項により生じた返還金は、返還該当金の10円未満の端数を切り捨てた金額を、請求者が指定した金融機関に振り込むこととする。

(免責事項)

第14条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議してこれを定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する